

春脚ニュース

2020春季生活闘争 第5号発 行 春季生活闘争共闘会議発行人 秋葉 宏2020・3・31

連合秋田労働局 春季生活闘争共闘会議/フェアワーク推進センター 〒010-0001 秋田市中通 6 丁目7-36 TEL:018-833-0505

要求。要結「速報」第二弾!

3月30日時点の昨年同時期比の要求・妥結状況は、

要求組合数:119組合 19組合↑、妥結組合数:43組合 23組合↑

要求額(加重平均): 8,751円 163円 ↓、妥結額(加重平均): 5,060円 990円 ↓

妥結率(加重平均): 2.42% 0.03% ↑

各組合で4月内決着を目指して粘り強い交渉が行われています。妥結額は昨年を下回るものの、 1万円台で妥結した組合もあります。引き続き情報収集・開示の取り組みを強化してまいります。

(昨年同時期比は下記の表を参照)

	要求組合	妥結組合	要求額	要求率	妥結額	妥結率
			(加重平均)	(加重平均)	(加重平均)	(加重平均)
2019. 3. 28	100	20	8, 914 円	3. 35%	6, 050 円	2. 39%
2020. 3. 30	119	4 3	8, 751 円	3. 71%	5, 060 円	2. 42%
增減(19年対比)	+191	+231	-163 円↓	+0.36% 1	-990 円↓	+0.03% ↑

1万円台での要給組合も!



新型コロナウイルス感染拡大に対する 総合的対策を緊急提言!

連合本部では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、働く者・生活者の立場から、政府・各政党に対し緊急要請を実施し、小中高校などの臨時休校に伴う各種対応、およびサプライチェーン全体の維持・確保などを求めてきました。

しかし、その後も、同感染症は拡大を続け、経済活動の停滞が急激かつ広範囲に生じ、深刻な影響を及ぼしています。このことを踏まえ、経済、雇用、生活の安心・安定の確保に向けた第2段の提言として、3月27日(金)に「新型コロナウイルス感染症拡大に対する総合的対策について(緊急提言)」を取りまとめました。

(※連合HPに掲載 https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/covid19/)

連合は、感染拡大の収束を第一に、働く者、生活者が不安なく日常生活を送り、適切な社会・経済活動が営まれるよう、本提言をもとに政府・各政党に対する要請を実施するなど、各種取り組みを進めていきます。

秋四県経済5回休へ春園受請を展開!



【商工会議所・浅野事務局長(左)】

3月23日(月)、秋田県経済5団体(秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、秋田経済同友会、秋田県経営者協会)へ2020春季生活闘争に関わる要請行動を展開しました。要請では、労働条件改善、最低賃金、「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現、就職差別の撤廃。ジェンダー平等・名様性の推進、集団的党体関係の構築など

「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現、就職差別の撤廃、ジェンダー平等・多様性の推進、集団的労使関係の構築など 6項目27点の要請書を手交し、諸要請事項への対応を求めました。当日は、連合秋田・藤井事務局長が要請主旨を説明した後、意見交換を行いました。

働き方改革関連法を職場に定着させよう!

同一労働同一賃金4月よりスタート! 同じ職場で働く仲間の処遇改善に向けて!

【法整備に関する内容】

(中小企業は2021年4月から)

- ① 「正社員」「パートタイム」「有期雇用」「派遣」など、雇用形態の違いによる不合理な待遇差が禁止されました。
- ② どのような待遇差が不合理であるのか基本的な考え方を示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定されました。
- ③ 事業主が労働者に待遇を説明する義務が強化されました。
- ④ 行政による助言・指導や行政ADR (行政での無料の解決手続き)が整備されました。

時間外勞働の上限規制が中小企業へも適用。 36協定をチェック! Action/

4月1日(水)より、中小企業へも時間外労働の上限規制が適用されます。法律上で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなります。 違反は罰則の対象になります。 36

法定労働時間:1日8時間、週40時間

時間外労働(原則):月45時間、年360時間 ※36協定(一般条項)の締結が必要

時間外労働(例外):年720時間、複数月平均80時間※、月100時間未満※、年間6ヶ月まで

※休日労働を含む